

令和8年度 北信越連合理事会 議事録

開催期日 及び会場	令和 8年 9月12日(土) 11時15分～12時40分 13日(日) 11時40分～12時10分 富山県：富山地铁ゴールデンボウル 2Fホール
出席理事	(役職は各連盟での役職) 富山県：藪下理事長、片井副理事長、犬島副会長 石川県：榎本理事長、渡辺副理事長 福井県：北理事長、小澤副理事長 長野県：川上副会長 新潟県：塚田会長、金子理事長、(連合事務局) 諏訪副理事長
議事(決定事項・持ち帰り検討事項) ※別紙資料参照	

【持ち帰り検討事項・連絡事項】(いずれも11月の北信越選手権まで)

※福井県 北信越国スポの公式練習・抽選会実施日について報告願います。

(7/2-4はJBクラブ対抗が開催予定)

※全県 北信越国スポの競技内容について検討し報告願います。

他地区ブロック予選の検討(変更)状況を確認し、検討とします。

今年度の北信越連合会費は2万円です。

※事務局 令和10年度以降の北信越地区連合主催大会の開催順案作成。

【議事】

1. 北信越地区連合各県選出理事、各県役員編成の変更確認

・富山県選出理事は 藪下 俊幸理事長 と 片井 彰副理事長 の2名。

・北信越連合理事長は 新潟県 塚田 芳久会長 が推薦され、全会一致で承認。

※別添の北信越地区連合役員の資料をご参照ください。

2. 連合主催大会及びマスターズの割り当てについて

① 連合主催大会

・2027年度は予定どおりの開催ローテーションに従って開催する。

都市対抗 福井県 WAVE40 5月22日～23日

北信越国スポ 福井県 WAVE40 7月16日～18日

(公式練習日・抽選会は 11月に福井県より報告)

シニア 新潟県 サウンドボウル見附店 8月28日～29日

選手権 富山県 富山地铁ゴールデンボウル 11月13日～14日

・2028年度以降開催分については開催ローテーションを見直し、11月の理事会にて事務局より提案。

② マスターズの割り当て

北信越ブロックは5県中3県の割り当てだが、割り当てが無くても参加可能となる場合があるので、各県参加できるよう準備を進める。

③ 大会の名称

「地区」のみを大会名称から除く(「ボウリング」は残す)

④ 都市対抗のあり方

現行の都市による編成(ただし複数都市による編成を可能とする)のまま。

各連盟より選出された郡市単位にて編成されたチーム(在勤を含む)郡市単位でチームを編成することを基本とし、チームを編成する際にやむを得ない場合は、二つの郡市で編成されたチームを認める。

予選からベーカー方式を取り入れる。

⑤ ジュニアトーナメント

来年度は開催しないが継続して検討を進める。

(次ページへ続く)

3. 国スポ競技内容変更に伴う北信越国スポの対応について

JB が宮崎国スポより適用しようとしている競技内容をもとに北信越国スポの競技内容変更については、各県で持ち帰り検討し、11 月に集約し決定することとした。
その際、他地区ブロック予選の検討（変更）状況を確認する。

4. その他

① 北信越選手権について

主管の新潟県連より下記二点について説明

- ・大会名称の変更を反映し、近日中に要項を発信する。
- ・会場周辺の飲食店が少ないことから弁当の斡旋を行うが、追って案内する。
（宿泊の斡旋なし）

② 大会要項の注意事項追加について

各連盟で制定している倫理規定に合わせて、北信越連合主催大会要項の注意事項に下記 2 文を追加することについて、新潟県より提案。今後の連合主催大会要項の注意事項に下記の 2 文を追加することとなった。

大会の映像・写真・記事・記録等における個人情報（氏名・年齢・性別・記録・肖像等）は、広報の目的で使用・公開することがある。また報道機関に提供することがある。その掲載権・使用权は主管連盟に属する。

大会開催中、個人が会場内で撮影した写真・映像等は、映る人物の個人情報（肖像を含む）およびプライバシーに配慮し、個人使用の範囲内に限ることとする。
報道目的、企業活動、個人の SNS での掲載を目的とした撮影および公開は、必ず主管連盟のみならず映る人物全ての許可を得ること。

※連合各県が広報の目的で表彰式等の写真撮影を行うことについては、今理事会において各県の合意が得られたため、改めて上記条文に従い許可を得る必要はない。

③ 今年度の連合会費について

例年どおり各県 2 万円を 11 月の北信越選手権の際に納入願います。

④ 事務経費について

コピー用紙、プリンターインク等の事務経費は、連合会費から支出する。
プリンター等の O A 機器の修理・購入は、連合理事会の承認を得る。

5. その他

・ユニフォーム規定について

（訂正）現在は国スポのユニフォーム登録のみとなっており、連盟制定ユニフォームは JB に届け出の必要がない旨の話がありましたが、
連盟が制定するユニフォームを作成する際は、JB への事前登録が必要です。
（服装規則（手続き）第 5 条 1 号）